

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年4月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700376号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800001号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月1日から同年6月1日に訂正し、同年3月から同年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月1日から同年6月1日まで

私は、平成24年9月から平成25年5月末まで、A社に継続して勤務し、期間を空けずに同年6月から次の会社に就職したが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月1日とされている。家族がいたので3か月も無職ということは有り得ず、請求期間についても同社の健康保険証を使用して通院していたので、同社における被保険者資格の喪失年月日を同年6月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C銀行から提出された請求者に係る取引明細表並びにB社、複数の元上司及び同僚の回答から、請求者は、請求期間もA社に継続して勤務していたと推認できる。

また、上記取引明細表によれば、請求期間のうち平成25年4月及び同年5月にA社から振り込まれた金額は、請求者が同社において厚生年金保険被保険者となっている平成24年11月、同年12月及び平成25年2月の振込額に近似している。さらに、請求者と同時に同社に入社し、同じ業務に従事したとする同僚が所持してい

る平成24年12月分の給与明細書によると、当該同僚は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額及び当時の保険料率に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、請求者も当該同僚と同様に保険料が控除されていたと推認できる。加えて、B社は、請求者の請求期間の給与からもそれまでと同額の保険料を控除していた旨回答している。これらのことから、請求者は、請求期間のうち平成25年4月及び同年5月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、請求期間のうち平成25年3月分の給与について、上記取引明細表ではA社からの振り込みを確認することができない。しかしながら、同社からの振り込みが確認できる同年2月、同年4月及び同年5月の振込額は同額であることが確認でき、同社の共同経営者であったとする者は、請求期間より前に請求者に振り込んでいた金額と同じ金額を給与として手渡したことがあった旨陳述している。また、請求者の同社に係る平成25年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額が、振込額等から推認した平成25年3月分を含む同年1月から同年5月までの給与支払額及び社会保険料控除額と近似することが確認できる。これらのことから、同年3月についても、振り込みが確認できる同年2月、同年4月及び同年5月と同額の保険料が給与から控除されていたと推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社の給与振込額等から推認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700379号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800001号

第1 結論

昭和43年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年1月から平成元年3月まで

私は、A市B支所(当時)で自分と妻の国民年金の加入手続きを行い、納付した時期及び期間は定かではないが、妻の保険料を初めて納付した際に私の保険料も一緒に納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和35年10月1日と記載されていることが確認できる。また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号の前後に同記号番号が払い出された国民年金任意加入被保険者に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は、オンライン記録によると昭和50年3月7日とされている。これらのことから、請求者は、昭和50年3月7日に国民年金の加入手続きを行い、昭和35年10月1日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

しかしながら、請求者に係る上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者が自身の保険料と一緒に請求者の妻の保険料を初めて納付したと主張している期間を含め、請求者の国民年金加入期間に係る保険料が納付された記録は無い上、請求者の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に、請求者の保険料が納付されたことをうかがわせる記載は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず

ない。

なお、オンライン記録によると、請求者に係る昭和 35 年 10 月 1 日の国民年金被保険者資格の取得に係る記録は、平成 5 年 1 月 19 日に取消処理が行われている。この時点で納付された保険料がある場合、保険料は還付されることになるが、請求者に対して保険料が還付された記録は無い。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700383号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800002号

第1 結論

平成6年5月から平成10年4月までの請求期間及び平成11年4月から平成12年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年5月から平成10年4月まで
② 平成11年4月から平成12年3月まで

請求期間①及び②について、私の母親が、年度初めに送られてくる納付書により毎月A銀行B支店で私の保険料を納付していた。

しかし、請求期間①は保険料の未納期間、請求期間②は保険料の申請免除期間とされているので、各請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続について、母親が行ったと思う旨主張しているところ、その母親から国民年金の加入手続を行った時期、場所及び加入方法について具体的な証言が得られない上、請求者は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入の手続状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者に係る平成6年5月27日の国民年金被保険者資格の取得を含む複数の国民年金被保険者期間に係る入力処理が平成11年9月24日に一括して行われていることが確認できることから、当該処理が行われた時点までは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間①及び②に係る保険料の納付書は年度初めには発行されず、請求者は、その主張のとおり請求期間①及び②に係る保険料を毎月納付することはできなかつたと考えられる。

請求期間①について、前述の入力処理が行われた時点において、請求期間①のうち平成6年5月から平成9年7月までの保険料は時効により納付することができず、同年8月から平成10年4月までの保険料は過年度納付が可能であるものの、請求者は、請求期間①に係る保険料はその年度内に現年度納付した旨陳述している。

また、請求者の主張のとおり請求期間①の保険料を現年度納付するためには、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により氏名検索を行ったが、C市において請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録によると、請求期間②は、保険料の申請免除期間とされており、当該免除に係る申請が平成11年5月26日に行われたことが確認できる。

請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求期間①及び②の間である平成10年5月から平成11年3月までの分の保険料は、平成10年5月分については平成12年6月22日に、平成10年6月から平成11年3月までの分については平成12年7月13日に一括して過年度納付していたことが確認でき、保険料を毎月納付していたとする請求者の主張と相違している。

また、前述の入力処理は、平成9年1月の基礎年金番号導入後である平成11年9月24日に行われており、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、2期間、合計60月に及ぶ請求期間①及び②に係る納付の記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700381号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800002号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(請求期間①当時は、B県において厚生年金保険の適用事業所、現在は、C県においてD社で厚生年金保険の一括適用事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年9月1日から昭和59年1月1日まで

② 昭和59年1月1日から同年4月1日まで

私は、請求期間①当時、A社のF本社総務局に非常勤職員として勤務していた。また、請求期間②当時、E社の事務局に非常勤職員として勤務していたが、いずれの期間も厚生年金保険の記録が無い。

当時、月曜日から土曜日までの午前9時から午後6時頃まで勤務していたことから、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、請求者が上司又は同僚として記憶していた者と同姓の者に照会し、さらに当該照会の結果、同社において請求者と同じ業務に従事していたとして名前が挙がった者の計7人に照会を行い、6人から回答が得られたところ、そのうち2人から期間は明確ではないが、請求者は同社に勤務していた旨回答があったことから、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことが推認

できる。

しかしながら、D社は、請求者に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①当時の勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することはできない。

また、前述した請求者がA社に働いていた旨回答している二人のうち一人は、請求者は同社にアルバイトとして勤務していたが、同社ではアルバイトで勤務していた者を厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった旨陳述している上、ほかの一人は自身について、当初はアルバイトとして勤務し、約1年後に契約社員となったが、その際に厚生年金保険に加入した旨回答していることから、同社はアルバイトで勤務する者を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間①を含む昭和58年4月1日から昭和59年4月21日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、E社は、請求者に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間②当時の勤務実態、厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認することはできない。

また、前述の同僚に対する照会に、請求期間②当時、E社のG地域事務局事務長であったと回答している者は、請求者は同社でアルバイトとして勤務していたが、同社では正社員以外の者は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかった旨陳述していることから、同社はアルバイトで勤務する者を厚生年金保険に加入させない取扱いであった可能性がうかがえる。

さらに、E社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間②を含む昭和54年12月1日から昭和60年12月16日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700384号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(後に、A社C支店に名称変更、現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年6月1日から昭和40年4月1日まで

私は、昭和38年6月初旬にA社のD作業所に現地採用され、請求期間は同地区作業所管内の複数の作業所に勤務した。

しかし、国の記録では、A社B支店の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和40年4月1日となっており、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、昭和38年6月1日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社C支店において昭和39年11月12日に被保険者資格を取得し、昭和51年3月31日に離職していることが確認できることから、請求者は、請求期間の一部期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日等が記載された資料、請求者に係る同社B支店の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日並びに同社が加入するE国民健康保険組合F事務所から提出された請求者に係る「組合員台帳」から確認できる同社における同国民健康保険組合への加入年月日は、いずれも昭和40年4月1日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、A社は、請求者自身が現地採用であった旨陳述していることからすると、請求者の雇用形態は直^{ちよくよう}備（作業所が直接雇用）であったと考えられる旨回答している。

さらに、請求期間当時、A社において事務職に従事していたとする者は、現地採用者の厚生年金保険の加入手続について、作業所単位で行っており、雇用形態や職種、年代により異なっていた旨回答している。

加えて、A社は、昭和40年4月から直備も厚生年金保険の加入対象とした旨回答しているところ、同社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和40年4月1日付けで被保険者資格を取得している人数がその前後の年の4月1日付けで被保険者資格を取得している人数と比較して格段に多いことが確認できる。

これらの事情を踏まえると、A社では、作業所によって異なっていた現地採用者の厚生年金保険の加入の取扱いを、昭和40年4月から一律に厚生年金保険に加入させる取扱いとしたことがうかがえる。

また、請求者と同日の昭和40年4月1日にA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者と同様に、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日より前に雇用保険被保険者資格を取得している者が複数確認できることから、請求期間当時、同社B支店では必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、請求者の請求期間に係る資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700385号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月1日から平成9年5月21日まで

私は、請求期間においてA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間のうち平成4年9月8日から平成9年4月26日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、請求期間当時の同社の厚生年金保険の取扱いについて、厚生年金保険の加入は本人の希望により取扱いが異なり、加入しなかった者もいた旨回答していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、請求者は同社に勤務していたが、請求期間当時の資料は不明となっている旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間を含む平成4年5月1日から平成9年6月2日までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。